

# NPO法人D-YCAP・ダイバーシティ横浜市民アートプランナー一定款

(会員)

## 第1章 総則

この法人は、NPO法人D-YCAP・ダイバーシティ横浜市民アートプランナーという。事務所は、主たる事務所を神奈川県横浜市保土ヶ谷区和田二丁目20番36号に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

この法人は、障害児・者、若手アーティスト、青少年に対して文化・芸術に関する事業を行い、多様な生き方を認めるダイバーシティ横浜の実現に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

### (事業)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 横浜からダイバーシティのムーブメントを発信する事業
- (2) 青少年の創造力を高めるためのアートによる情操教育に取り組む事業
- (3) 障害児・者、若手アーティストの創作活動の普及・啓発に市民・企業と協働して取り組み、地域経済と地域創生に貢献する事業
- (4) 障害児・者、若手アーティスト、市民、企業が協働して横浜の文化力を高める事業
- (5) 多様で調和のとれた文化・芸術活動促進のための調査・研究活動事業

## 第3章 会員

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもつて本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。

- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。  
(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上 2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、法第18条に規定する職務を行う。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第5章 総会

- (種別) 本規則は、本会員の権利を保護するため、おもに財務上の会員の会員 第 19 条  
第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。 酒類の販売日 (1)
- (構成) 本規則又は会員規約によると規定する会員の過半数の出席による会員会員 第 20 条  
第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。 必ず議決を達成するため、おもに合意するか (2)
- (権能) 貢献額審査 (2)  
第 21 条 総会は、次の事項について議決する。  
(1) 定款の変更 果樹の栽培や販売に関する重要な事項 (4)  
(2) 解散の方法 (5)  
(3) 合併 貢献額と開拓地の利用の人材育成 (6)  
(4) 事業計画及び予算に関する事項 (7)  
(5) 事業報告及び決算に関する事項 (8)  
(6) 役員の選任等に関する事項 役員の報酬 (9)  
(7) 入会金及び会費に関する事項 内閣の貢献額 (10)  
(8) 長期借入金に関する事項 日本政府の貢献額 (11)  
(9) 事務局の組織等に関する事項 日本政府の貢献額 (12)  
(10) その他この法人の運営に関する重要な事項 日本政府の貢献額 (13)
- (開催) 会員登録 第 8 条  
第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 会員登録 第 8 条  
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。 会員登録 第 8 条  
(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。 会員登録 第 8 条  
(3) 法第 18 条第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。 会員登録 第 8 条
- (招集) 会員登録 第 8 条  
第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。 会員登録 第 8 条
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。 会員登録 第 8 条
- (議長) 会員登録 第 8 条  
第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。 会員登録 第 8 条
- (定足数) 会員登録 第 8 条  
第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。 会員登録 第 8 条
- (議決) 会員登録 第 8 条  
第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。 会員登録 第 8 条
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 会員登録 第 8 条
- (表決権等) 会員登録 第 8 条  
第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。 会員登録 第 8 条
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。 会員登録 第 8 条
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条、前条第 2 項、次条第 1 項及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。 会員登録 第 8 条
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。 会員登録 第 8 条
- (議事録) 会員登録 第 8 条

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者が  
ある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は  
記名押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示  
をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載  
した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

## 第 6 章 理事会

(構成) 第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能) 第 30 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催) 第 31 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法  
をもって招集の請求があったとき。

(招集) 第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事  
会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は  
電磁的方法をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長) 第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数) 第 34 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決) 第 35 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した  
事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する  
ところによる。

(表決権等) 第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項に  
について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 34 条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

### 第 7 章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

#### (資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

#### (資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### (会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

#### (事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

#### (暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

#### (事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

#### (長期借入金)

第47条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

### (解散)

第49条 この法人は、法第31条第1項に掲げる事由により解散する。

2 法第31条第1項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

### (残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

### (合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第52条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第10章 事務局

### (事務局の設置等)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第11章 雜則

### (細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藤田 恵
副理事長	藤林 文夫
理事	澄川 喜一
同	齊藤 育憲
同	千葉 景子
同	進藤 美代子

同 緒方 かおる  
同 堀 篤子  
同 成澤 朱未  
監事 野村 笑子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 29 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員	個人	10,000 円	団体	50,000 円
賛助会員	個人	3,000 円	団体	10,000 円

(2) 年会費

正会員	個人	10,000 円	団体	50,000 円
賛助会員	個人	1 口	3,000 円	(1 口以上)
	団体	1 口	30,000 円	(1 口以上)